

令和4年度版

# 林業事業体等の皆さん

## 新規就労者の研修を応援します!!

鳥取県では、鳥取県版緑の雇用支援事業により、県内・県外の離職者や新規学卒者等を新たに雇用する林業事業体等に対して林業技術・知識の習得を目指したOJT研修に要する経費を支援します。

**トライアル雇用研修**：2ヶ月（試行的な短期研修に要する経費助成）

◆**内容** 植え付け、保育、間伐、森林調査等、林内作業に従事して作業実態の理解を図るための研修

◆**研修生への支援** <研修生1人当たりの県の助成額(上限)>

- ①研修推進費 基本給等 : 156,400円/月 または 61,000円/月 ※  
住居・通勤手当 : 33,000円/月
- ②技術習得研修経費(講師支援) : 90,000円/月 (研修生が2人の場合)
- ③旅費 : 20,000円 (県外からの移住・定住の場合(1人1回限り))
- ④定住準備金(礼金・引越費用の助成) : 33,000円 (同上)

※基本給等は、実施年度内に、未来を担う林業人材育成研修(国活应用型)に移行予定の場合156,400円/月、それ以外の場合は61,000円/月とします。国活应用型の基本給等は、事業体の定着率に応じて変動します。

※トライアル雇用研修の終了後、正式に雇用契約を結び(雇用保険にも加入)、研修を行う場合、6ヶ月を上限に研修生及び講師助成を行います。

**未来を担う林業人材育成研修(1年目)**：8ヶ月 \*トライアル雇用研修を実施した場合は6ヶ月

◆**内容** 資材・設備管理、森林調査、造林、育林、森林保護対策、伐倒、造材、集材、土場管理、輸送作業、森林作業道・林業専用道作設、森林作業道等維持管理、特用林産(きのこ生産管理)

◆**研修生への支援** <研修生1人当たりの県の助成額(上限)>

- ①基本給等 : 156,400円/月 ※ または 61,000円/月 ※
- ②住居・通勤手当 : 33,000円/月
- ③防護衣等整備経費 : 50,000円/人  
\*研修生がスーパー農林水産業士に認定されている場合 : 100,000円/人

◆**講師への支援** <講師1人当たりの県の助成額(上限)>

- ①研修生を指導する講師への経費  
5,000円/日×18日(1ヶ月の助成上限日数) : 90,000円/月 (研修生が2人の場合)

**未来を担う林業人材育成研修(2年目)**：8ヶ月

内容：1年目研修と同様 研修生への支援のみ。(講師助成は無し)

**未来を担う林業人材育成研修(3年目)**：8ヶ月

内容：1年目研修と同様 研修生への支援のみ。(講師助成は無し)

※基本給等は、国が実施する「緑の雇用」の研修生の場合(国活应用型)156,400円/月、それ以外の場合(県単独型)61,000円/月とします。また、「緑の雇用」の研修生については、国の助成額を控除した額となります。国活应用型の基本給等は、事業体の定着率に応じて変動します。

※1年目研修の終了後に2年目研修、2年目研修の修了後に3年目研修を実施することができます。

※3年目研修は、研修開始までに下記11の安全講習等を全て受講していることを要件とします。

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育、荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育、伐木等の業務に係る特別教育、機械集材装置の運転の業務に係る特別教育、走行集材機械の運転の業務に係る特別教育、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、車両系建設機械(整地等)運転技能講習、普通救命講習、わな猟

## 農林水産コラボ研修：8ヶ月

林業に新規参入する建設業者や既存の林業事業者等が新規雇用する場合、林業以外の他産業と連携・協力することで年間を通じた雇用の確保を行い、林業への参入及び新規雇用に要する経費助成。

### ◆研修生への支援 <研修生1人当たりの県の助成額(上限)>

①基本給等：156,400円/月 ②住居・通勤手当：33,000円/月

②防護衣等整備経費：50,000円/人

\*研修生がスーパー農林水産業士に認定されている場合：100,000円/人

### ◆講師への支援（林業の研修部分のみ） <講師1人当たりの県の助成額(上限)>

①研修生を指導する講師への経費

5,000円/日×18日(1ヶ月の助成上限日数)：90,000円/月 (研修生が2人の場合)

※林業に参入する事業者及び林業事業者等が林業未経験者を新規に雇用し、研修を実施する場合、他産業の研修を含めて8ヶ月の研修期間のうち5ヶ月以上の林業研修を実施する場合に助成を行う。

※研修の区分は月単位とする。また、農林水産業相互でコラボする場合は、農業・水産業の研修期間については、各研修部門の単価を適用し、農林水産部門の以外の他産業の研修については助成対象外とする。

## 【未来を担う林業人材育成研修（1年目）の助成の考え方】

### ① 国の支援を受けない場合

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(8ヶ月) ◎基本給等(上限)61,000円/月 ◎住居・通勤手当(上限)33,000円/月 ◎講師への支援(上限)90,000円/月											

### ② 国の支援を受けないで、トライアル雇用研修を実施する場合

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
トライアル雇用による助成 (2ヶ月)※1		鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(6ヶ月) ◎基本給等(上限)61,000円/月 ◎住居・通勤手当(上限)33,000円/月 ◎講師への支援(上限)90,000円/月						※1 国の支援を受けない場合、基本給(上限)61,000円/月			

### ③ 国の支援を受ける場合

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(8ヶ月)※2 ◎基本給等(上限)156,400円/月 ◎住居・通勤手当(上限)33,000円/月 ◎講師への支援(上限)90,000円/月						※2 国の支援期間は国の助成額を控除した額を県が支援 ※3 90,000円(技術習得推進費)+5,400円(労災保険料) =95,400円			
		(国)「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による助成(8ヶ月) ・基本給等(上限)95,400円/月※3 ・講師への支援(上限)90,000円/月 ・住居手当(1年目のみ) 上限 20,000円/月									

### ④ 国の支援を受けて、トライアル雇用研修を実施する場合

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
トライアル雇用による助成 (2ヶ月)※4		鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(6ヶ月) ◎基本給等(上限)156,400円/月※2 ◎住居・通勤手当(上限)33,000円/月 ◎講師への支援(上限)90,000円/月						※4 国の支援を受ける場合、基本給(上限)156,400円/月			
		(国)「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による助成(8ヶ月) ・基本給等(上限)95,400円/月※3 ・講師への支援(上限)90,000円/月 ・住居手当(1年目のみ) 上限 20,000円/月									

※年度途中での研修開始も可能です。詳しくはお問い合わせください。

## 【農林水産コラボ研修の助成の考え方】

### ① 農林以外の他分野の事業者が林業に参入する場合（林業研修6ヶ月実施）

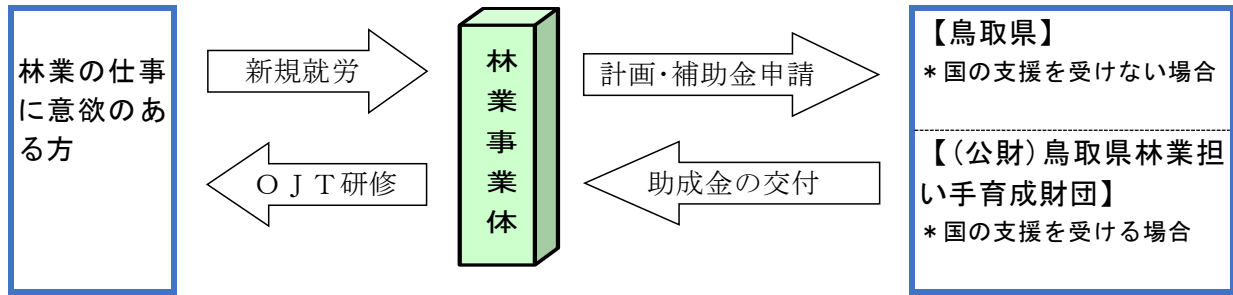
4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(6ヶ月) ◎基本給等(上限)156,400円/月 ◎講師への支援(上限)90,000円/月 ◎住居・通勤手当(上限)33,000円/月						建設業等、その他研修 (2ヶ月) (補助対象外)					

### ② 農業分野とのコラボ（林業分野5ヶ月、農業分野3ヶ月実施）

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【林業研修期間】 鳥取県版緑の雇用支援事業による助成(5ヶ月) ◎講師への支援あり					【農業研修期間】 農業分野の研修単価を適用(3ヶ月) ◎講師への支援なし			建設業等、その他研修等			

※研修区分は月単位とするが、連続していなくても合算で林業分野5ヶ月を超えれば適とする。

## 【申請の流れ】



※新規就業相談：(公財)鳥取県林業担い手育成財団・鳥取県

## 新規就労者の要件

未来を担う林業人材育成研修（1年目）の対象者は、次の要件を全て満たす方です。

- ① 林業就業経験が、通算1年未満の者であること。  
(ただし、国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策の適用を受ける場合はこの限りでない。)
- ② 林業就業に必要な健康状態であること。
- ③ 本事業の研修終了後、5年以上就業できる者であること。
- ④ 本事業による研修を受けることが必要と認められる者であること。
- ⑤ 県が実施する林業労働に関する調査に協力する者であること。

## 林業事業体の主な要件

次の要件を全て満たす林業事業体です。

- ① 県内に事務所を有する林業を営む事業体であること。（林業収支が整備されていること）
- ② ハローワーク、学校等を通じた新規就業希望者の募集を行っている事業体であること。
- ③ 研修対象者と雇用契約を締結して、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入すること。
- ④ 実地研修に必要な事業地、機材、講師等を確保できる事業体であること。
- ⑤ 指導者に(公財)鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修等を受講させる事業体であること
- ⑥ 林業労働に関する調査に協力する事業体であること。等

## 【問合わせ先】

鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 林政企画課

電話：0857-26-7301 メール：rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp